

5 財 財 第 1 0 4 号

令 和 5 年 1 0 月 1 1 日

局 (区) 長
教 育 長
行政委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長
会 計 管 理 者

副 市 長

令和 6 年度予算編成方針について（依命通達）

1 市財政の現状と令和 6 年度の財政見通し

本市の財政は、コロナ禍からの経済状況の緩やかな回復などを背景に市税では個人市民税が堅調な動きとなっているものの、過去に発行した市債の返済が高い水準で推移しているほか、少子・高齢化の進展に伴い扶助費等が増加するとともに、物価高騰による行政コストの増加が生じている状況である。

また、令和 4 年度の一般会計決算では、5 6 億円の実質収支を確保したほか、各種財政指標については、いずれも中期財政運営方針に掲げる令和 2 年度と同水準となっているものの、依然として、基金借入金残高が多額であることや、市有施設の更新等への対応に財政需要の増加が見込まれることから、引き続き、財政の健全性の維持に向けた取組みが必要である。

令和6年度の本市の財政見通しは、歳入では、自主財源の根幹をなす市税収入が、固定資産税の評価替えなどに伴い減収となる見通しであるほか、依存財源の国庫補助負担金や地方交付税等については、国の予算編成の動向を見極める必要がある。

また、市債の活用については、資材価格や労務単価の増額を踏まえ、健全化判断比率等への影響を考慮する必要があるほか、財産収入などの臨時的な収入も多くを見込めない状況である。

一方、歳出では、少子・超高齢社会の進展などに伴う社会保障関係経費の増加が見込まれるとともに、政令市移行の前後に整備した公共施設の老朽化対策のほか、長引く物価高騰による影響が見込まれることなどから、引き続き、予算を許さない収支状況になると見込まれている。

2 予算編成における基本的な方針

このような収支見込みのもと、令和6年度は、少子・超高齢化や人口減少社会の到来といった従来からの課題への対応のほか、脱炭素化など新たな課題への対応に加え、本市が将来にわたり持続可能な行財政運営を実現するため、都市の活力を維持するための施策には、重点的に投資を行っていくものとする。

このため、職員の創意と工夫により、あらゆる歳入の確保や既存事務事業の整理・合理化に取り組む必要がある。

こうした視点に立ち、令和6年度予算は、以下の項目を基本的な方針として編成する。

(1) 財政の健全性の維持に向けた取組み及び行政改革の推進

財政の健全性の維持に向けた取組み及び行政改革の取組みを着実に推進するとともに、改善策については、的確に予算に反映させる。

特に、既存の事務事業については、適宜、事業効果や必要性について検証を行い、状況に応じて見直しを図る。

(2) 第1次実施計画事業の推進

2年度目である第1次実施計画について、事業費の精査を行ったうえで、事業の着実な推進を図る。

(3) 予算要求基準

ア 経常的経費

裁量的経費、あるいは削減余地のある固定的経費等については、別途通知した見積限度額以内で見積もること。

イ 臨時的経費

第1次実施計画事業にあつては、令和6年度計画額の範囲内で所要額を見積もること。

なお、各局の自主性・戦略性に基づく、施策の選択・重点化を促進する観点から、上記の経費における相互流用を可能とする。

3 国の予算と地方財政

国における予算編成は、本市の予算編成にも多大な影響を及ぼすこ

とから、今後明らかになる国の令和6年度予算編成や地方財政対策等の内容を踏まえ、適切に対応する必要がある。

このため、関係府省等への積極的な情報収集や働きかけを通じて、財源の獲得に努めるとともに、国の経済対策や補正予算に呼応した取組みについて、次年度予算を待たずに前倒しするなど、状況の変化に柔軟に対応できるよう留意すること。